

別紙

いの町介護予防・日常生活圏域二一ズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務 仕様書

1. 委託業務名

いの町介護予防・日常生活圏域二一ズ調査及び第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務

2. 業務の目的

次期計画「いの町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の策定にあたり、地域づくりの観点から、地域の実情を把握し、要介護状態になる前の高齢者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の評価等を行う必要がある。そのために、地域診断を行うことを目的としてアンケート調査を実施する。

また、国や県の動向、当町高齢者の状況等を的確に把握し、当町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量を定める、第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月24日までとする。

4. 委託業務の内容

【日常生活圏域二一ズ調査業務】

（1）日常生活圏域二一ズ調査の実施

いの町に居住し、いの町の住民基本台帳に記録されている満65歳以上の高齢者で要介護認定を受けていない約7,500人を抽出して実施。（調査件数等は対象者の絞り込みなどにより微増減は有りうる。）

対象者数	約7,500人
------	---------

① 調査項目の検討

調査項目は厚生労働省が示した介護予防・日常生活圏域二一ズ調査票をもとに高齢者が回答しやすい調査票様式を提案する。調査票様式については発注者と協議のうえ一部修正、追加、削除する。ただし、調査項目の設問文、選択肢については修正しないこととする。予定ページ数は最大16頁とする。

・調査票には管理番号（ナンバリング）を記載すること。

② 対象者の抽出

当町が対象者の抽出、宛名作成を行う（宛名シールについては、当町が指定する宛名シールを購入し、納品すること）。

個人情報の取り扱いについては細心の注意を払うこととし、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。

③ 調査票の発送及び回収について

封筒代や郵送費用など、調査票の発送及び回収に係る費用は全て委託料に含む。

- ・料金受取人払いに関する申請等、必要な手続きについても受託者が行う。
- ・当町へ返送された調査票に係る受託者への引き渡しについては、担当課にて手渡しによる回収を必須とし、受託者の正社員で対応する。（郵送での回収

は一切認めない。回収時に健康保険証等にて正社員の確認を行う)

- ・受託者による調査票の回収は当町の指示に基づき対応することとし、最低 5 回の訪問回収を見込む。
- ・調査票回収率向上のため必要な策を講じる。

④ 調査結果のデータ入力件数

回収 80% (約 6, 000 件) 想定

回収したデータについては誤りが無いよう入力し、入力データの確認作業を行う。

⑤ 集計分析作業

単純集計及び属性等のクロス集計、評価項目別の判定集計を行う。

クロス集計については、当町の要望に基づき契約期間内であればその都度作成する。成果物の納品はエクセルファイルにて納品する。

(2) 調査結果報告書

アンケート調査結果の要点を取りまとめた報告書を作成する。

報告書はグラフ等を用いた分かりやすい校正とする。

国ツール及び国手引きを参考の上、当町の要望に応じる。

(3) 地域包括ケア「見える化」システムのデータ作成

アンケート結果を地域包括ケア「見える化」システムに登録することを想定しており、受託者は、今後厚生労働省が掲示するデータ送信用ファイル入力仕様書を確認の上、取り込み可能データの作成を行う。

(4) 成果品

令和 8 年 3 月 24 日を期限とし、以下の成果品を納品する。

- ・ 印刷物一式 (調査票、発送・返送用封筒)
- ・ 集計データ (単純、クロス、判定別集計表等のエクセルデータ)
- ・ 調査結果報告書データ (簡易製本 1 部、ワード・エクセルデータ)
- ・ 「見える化」システム登録用データ

【第 10 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、いの町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、必要に応じて介護事業者等へのヒアリング調査等を実施し、当町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 給付実績集計・分析の実施

当町が提供する国保連給付実績データ等 (地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等) に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(3) 計画目標量の設定

第 10 期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国の見える化システムにより要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第 10 期介護保険料の設定支援を行う。

作業については、当町が提供するID、PASSを用いて「見える化」システムを活用した事業量推計・保険料算出を行う。

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、必要に応じて関係機関、関係課のヒアリング調査等を実施し、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(5) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを当町が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスをを行う。

(7) 計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（4回程度開催予定）の運営について、会議資料（原データ）の作成を支援するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス、会議録等の作成支援を行う。

(8) 成果品

令和9年3月24日を期限とし、以下の成果品を納品する。

- ・ 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画：100部
仕様：A4、本文1色刷、100頁程度
- ・ 第10期高齢者福祉計画・介護保険事業計画概要版：PDF 納品
仕様：A3 両面、4頁程度、オールカラー
- ・ 上記データ一式
各種分析・集計データ

5. その他

- ・ 本業務を実施するにあたり、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについて、介護保険制度の見直しに準拠し技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充する。
- ・ 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、当町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、事業開始前の打ち合わせに来庁する事とし、調査票の発送、予備の納品、調査票の回収、未提出者リストの納品、対象者データの返却、その他全ての成果物の納品については、個人情報が多く含まれることから、必ず受託者自らが持参する事とし、来庁の際は必ず担当者に内容説明を行うこと。（郵送、宅配便、メールでの送付は認めない）
- ・ 受託者は、本業務の着手前に作業工程表を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに、委託者の指示を受けるものとする。
- ・ その他、国及び県等への各種報告・資料提出があった場合には、当町の指示する時期に円滑に対応する。
- ・ 本件については、個人情報を取り扱うため、情報の取り扱いについては、細心の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのない

いよう秘密保持を遵守する。

- 本業務で作成された計画書及びデータの著作権は当町に帰属するものとする。